

柏行審第3号

平成30年 月 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市行政不服及び情報公開

・ 個人情報保護審議会

会長 神 谷 敦 宏

実施機関以外の者への保有個人情報の提供について（答申案）

平成30年3月12日付け柏地地第1548号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

当審議会の結論	諮問に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を実施機関以外の者へ提供することについては、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条第2項ただし書の規定により、できないものと考えます。
当審議会の判断	条例第11条第2項第4号の規定により、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」の要件に該当する場合は、個人情報を提供することができます。 条例第11条第2項第4号の「特別の理由」があるといえるためには、①少なくとも行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること、③提供を受ける側が自ら情報を収集すること

	が著しく困難であること又は④提供を受ける側の事務が緊急を要すること等の理由が必要であると考えます。 住民基本台帳の閲覧は、住民基本台帳法第11条の2に規定されており、区のような公共的団体は申出により閲覧することが可能です。今回の区は該当する住民数が多く、閲覧者が高齢であって、住民基本台帳の閲覧により自ら個人情報収集することは著しく困難であり、その利用目的が見守りや敬老など住民の福祉の向上に限定される場合には、「特別の理由」に該当する場合もあると考えます。 しかし、条例第11条第2項ただし書では、「特別の理由」に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならない旨定めています。 区において本件保有個人情報の取扱いについて明確なルールが明らかでない現段階では、提供したことにより犯罪被害発生等本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められます。 以上のことから、現段階では、区へ本件保有個人情報を提供することはできないと考えます。 区においては、個人情報の取扱いについてのルールを作り、誰でもわかるように周知していくことが必要と考えます。今後、区の情報管理体制の整備がされた場合には、使用目的、使用方法及び管理体制を勘案して、提供の可否を判断することとなります。	
諮問に係る案件の概要	個人情報取扱事務の名称	町会活動促進事務
	提供先	しいの木台区
	提供する理由	区主催の敬老の日の記念品配布及び日頃の防犯パトロール事業（見守り活動）の実施のため
	提供する項目	住所字が「しいの木台」であって、75歳以上の者に係る次の項目 1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別